

令和 7 年度彦根市社会福祉法人指導監査支援業務仕様書

彦根市（以下「市」という。）が所轄庁として実施する社会福祉法人の指導監査をより効果的かつ効率的に行うために必要な次の業務（主な業務）を行う。

第 1 委託業務の内容等

委託業務の内容および範囲等は、次のとおりとする。

1 内容等

社会福祉法人に対する指導監査のうち、専門的知識が必要とされる財務諸表等の会計監査の執行および市担当職員へ指導・助言等

2 業務の範囲

業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 監査実施の事前準備

- ① 監査の実施日時について、市と調整する。
- ② 市が事前に送達する対象法人の監査資料を事前に確認し、書類審査を行う。

(2) 実地指導監査における特別職非常勤職員としての従事

対象法人の実地指導監査に限り、市の特別職非常勤職員として、公認会計士または税理士の資格を有する者（以下「有資格者」という。）を派遣し、市担当者に同行して次の業務を行う。なお、有資格者であれば、当該業務受託者本人の出向で構わない。また、有資格者を 1 名以上派遣した場合は、有資格者を補助する者を、公認会計士または税理士の資格の有無に関わらず、市の特別職非常勤職員として追加して派遣することができる。

ア 監査当日、監査基準等および専門的知見等に基づいて会計監査を実施する。

イ 実地監査終了後は、その場にて法人関係者に、監査結果を口頭にて報告し、併せて指導・助言を行う。この場合、事前に市の担当者に監査結果を報告し、指導内容について相談するものとする。

(3) 会計監査結果の文章案作成

実地監査の結果について、必要な事項を「社会福祉法人指導監査指摘事項」に記載し、定められた期日までに、業務完了報告書と併せて市に提出する。

(4) 文書指摘に対する改善報告書の内容点検

指導監査の結果、文書指摘を行った場合、提出期限を設定して改善状況の報告を求めることとなるが、提出された報告書の内容について、適切に改善されているか、点検する。

第 2 委託料

- 1 委託料は、指導監査を実施する 1 法人当たり 55,000 円（消費税を含む。）とする。
- 2 特別職非常勤職員としての報酬は無給とし、当該業務に係る諸費用一切は委託料に含めて支払う。

- 3 受託者は、支払われた委託料について、各種税法の規定を遵守し、処理を行う。

第3 資格要件

- 1 当該委託業務に従事できる者は、契約締結期間中、公認会計士または税理士の資格を有する者であり（法人の場合、それらの有資格者を市の特別職非常勤職員として派遣することが可能な法人）、さらに、社会福祉法人の事業および会計の知識を有し、かつ、次のいずれにも該当しない者とする。

ただし、第1の2の(2)における有資格者を補助する者については公認会計士または税理士の資格の有無を問わない。

- ① 成年被後見人または被保佐人である者
 - ② 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法等関係法令に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることができなくなるまでの者
 - ③ 前2項に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることができなくなるまでの者
- 2 各社会福祉法人の指導監査については、次のいずれにも該当しない者を実地監査の従事者として選定する。
 - ① 指導監査を受審する社会福祉法人（以下「法人」という。）の評議員、理事、監事および職員のいずれかである者またはコンサルティング、税務業務等会計事務を請け負っている者
 - ② その他、指導監査の対象法人と何らかの利害関係がある等市が適当でないと認める者

第4 業務委託契約期間

- 1 契約期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、当該期限までに令和7年度中に実施予定の指導監査が全て完了したときは、そのときをもって契約を終了するものとする。
- 2 市の非常勤嘱託員としての業務従事時間は、実地指導監査当日の監査開始時間から監査終了時間までとする。

第5 秘密の保持等

当該業務の受託者は、業務執行の上で知り得た対象法人および個人の情報や指導監査内容等を他に漏らしてならない。また、監査業務の終了後、監査資料等を速やかに市に返却すること。なお、社会福祉法人による情報開示が義務付けられている資料については、廃棄で構わない。

第6 業務中の事故および第三者への損害

市は受託者またはその使用人についての業務中の労働災害、病気等については、一切の責任を負わない。また、受託者が業務中に第三者に対して損害を与えた場合、受託者が責任をもって処理を行う。

第 7 その他

- 1 実地指導監査を行う者は、その監査中、彦根市が作成する「社会福祉法人検査証」を常に携帯し、提示するものとする。
- 2 本契約および仕様書に定めのない事項については、別に協議する。
- 3 当該業務の受託者が、監査対象法人の会計事務担当者・理事・監事・評議員・職員・社会福祉法施行令第 13 条の 2 で定める関係者である場合、指導監査の適切な実施を妨げるおそれがあることから、複数名の有資格者と当該業務委託契約を結ぶ予定である。